



■ 貸付契約事前届出書

独立行政法人福祉医療機構 理事長 様

【20**-1-000* 社会福祉法人 ○○福祉会】

令和 ○○年 ○○月 ○○日

借 入 者 住 所 (〒○○○ - ○○○○)
 兼 担 保 提 供 者 ○○県○○市△△町××番地□□号
 名 称 社会福祉法人 ○○福祉会
 代 表 者 理事長 福祉 太郎

法人様
実印

貸付契約事前届出書

金銭消費貸借契約締結にあたり、次の条件等を確認するとともに、下記のとおり契約手続き書類を添えて届出いたします。

1. 償還期間（金銭消費貸借契約証書表題部を参照）

貸付内定(変更)通知書のとおり 変更希望 (償還期間 年 ヵ月→ 年 ヵ月、据置期間 年 ヵ月→ 年 ヵ月)

2. 金利の選択（金銭消費貸借契約証書表題部を参照）

貸付内定(変更)通知書のとおり 変更希望 ((固定金利 → 10年経過毎金利見直し制度) (10年経過毎金利見直し制度 → 固定金利))

3. 保証人

保証人不要制度を利用する（通常利率に一定率を上乗せする）

保証人不要制度を利用しない（連帯保証人を立てる）

4. 保証人に係る変更手続きについて

金銭消費貸借契約締結後に、保証人不要制度から連帯保証人方式への変更はできないことを了解している。

金銭消費貸借契約締結後に、連帯保証人方式から保証人不要制度への変更は、機構の要件を満たさなければ変更はできないことを了解している。

5. 担保提供者の責務

担保提供者の責務について了解している。

6. 償還方法の選択（金銭消費貸借契約証書表題部を参照）

月賦償還 3箇月賦償還 その他 ()

7. 請求繰上償還又は受入金による相殺

貸付金が事業完成時の再査定により減額となった場合には、請求による一部繰上償還又は受入金より相殺することを了解している。

8. 担保物件（建物）のために加入する損害保険の保険金請求権への質権設定（金銭消費貸借契約証書特約条項第12条を参照）

同意する

9. 資金交付に関する条件（金銭消費貸借契約証書特約条項第5条二を参照）

原則として抵当権設定後の資金交付となること、抵当権設定前の資金交付には条件があることを了解している。

10. 違約金（金銭消費貸借契約証書特約条項第2条を参照）

貸付金を定められた使途以外に使用した場合、違約金を請求する場合があることを了解している。

11. 任意繰上償還（金銭消費貸借契約証書特約条項第18条を参照）

繰上償還を希望する場合には、金銭消費貸借契約証書における利率と異なり機構が定める利率を基準とする弁済補償金の支払いが生じ、契約内容と繰上償還を希望する時点での割引率によっては、相当額の弁済補償金となることについて了解している。

12. 融資事業の完成確認に関すること（金銭消費貸借契約証書特約条項第21条2を参照）

事業完成後3ヵ月以内に事業完成報告書の提出が必要であることを了解している。

13. 事業報告書に関すること（金銭消費貸借契約証書特約条項第23条を参照）

毎会計年度終了後、事業報告書、貸借対照表、損益計算書等を提出することについて了解している。

14. 延滞に関すること（金銭消費貸借契約証書特約条項第9条を参照）

元金の返済を遅延した場合には、その延滞日数に応じ、当該元金に年14.5%の割合を乗じて計算した延滞損害金を支払うことを了解している。

お確かめください

貸付契約事前届出書は資金交付を希望する時期の3ヶ月前までにご提出ください。

ご提出が3ヶ月以内では、資金交付時期のご希望に沿えないことがあります。

貸付内定通知書の記載内容から変更を希望する場合は、「 変更希望」に✓をしていただき、当機構へご連絡のうえ、貸付条件変更承認申請書（ダウンロード様式 No.11）をご提出ください。

留意事項 「貸付条件変更承認申請書」の提出が必要となる主なケース

- i 貸付内定通知書に記載の担保目録の内容に変更がある場合
- ii 連帯保証人の変更がある場合



2 貸付契約の手続き

(チェック欄)

- 1 借入者兼担保提供者欄には、借入申込者の住所、名称、代表者名をご記入いただき、印鑑証明書に使用している法人実印を押印してください。

- 2 貸付内定通知書に記載されている次の条件をご確認のうえ、チェックしてください。なお、金銭消費貸借契約締結の際には、契約書表題部に同内容が反映されます。

- 償還期間及び据置期間
- 固定金利制度又は10年経過毎金利見直し制度
- 連帯保証人又は保証人不要制度（通常金利に一定率を上乗せします。）
 - 貸付契約の締結後は、保証人不要制度から連帯保証人への変更は、できません。また、連帯保証人から保証人不要制度への変更は、機構の要件を満たさなければなりません。
 - 連帯保証人及び担保提供者の方への責務説明の書類を貸付内定通知書に同封しておりますので、確認してください。
- 償還方法

- 3 金銭消費貸借契約後に履行いただく条件を記載しておりますので、内容をよくご確認のうえ、チェックしてください。なお、金銭消費貸借契約締結の際には、契約証書の特約条項として同内容が定められます。



■ 貸付契約事前届出書



2 貸付契約の手続き

記

【借入者兼担保提供者】

名称又は氏名	社会福祉法人 ○○福祉会	
貸付番号	4	20**-1-000*
借入（予定）金額	5	224,700 千円（ 6 千円減額 ）

【貸付契約のために必要な書類】

貸付契約事前届出書
(1) 事業実施計画
(2) 収支（計画）状況

（添付書類）

	提出済かつ 変更なし ☑欄	今回提出 ☑欄
ア. 工事請負契約書（写）	7	✓
イ. 工事代金内訳書「大項目」（写）		✓
ウ. 設計監理業務委託契約書（写）		✓
エ. (1) 建物の確認済証（写）		✓
(2) 確認申請書第一面～第六面（写）		✓
オ. 土地売買契約書（写）※福祉貸付資金を利用する場合のみ	✓	
カ. 担保物件の登記簿謄本（写し可）	8	✓
キ. 連帯保証人になられる方及び担保提供を行われる方への機構貸付金に対する 責務説明書及び承諾書（自署及び捺印されたもの） ※連帯保証人及び借入者以外の担保提供者がいる場合		
ク. 貸付内定通知書「その他の条件」に記載がある場合に提出する書類	—	—
創設法人 (1)法人設立後の定款（写）(2)法人登記簿謄本（原本）		
贈与金 (1)入金を確認できる通帳該当部分（写）及び当該通帳の表紙（写） (2)領収書控（写）		
全額債務負担行為 地方公共団体の債務負担行為に係る議決抄本（写）		
上記以外の条件 内容の確認ができる書類		
ケ. 補助金及び交付金の額が内示額より変更になった場合変更内容がわかる書類		
コ. 工事履行保証保険証券（写）	9	
※既存物件の担保提供ができない場合で、融資対象物件の取得前に資金交付を希望する場合のみ		

【事務担当者】

氏名	機構 花子
役職	事務長
T E L	○○-○○○○-xxxx
F A X	○○-○○○○-xxxx
E - m a i l	abcd123@efg.ne.jp
事務担当者住所：（借入者住所と異なる場合は記入してください。）	
（〒 ○○○ - ○○○○）	
○○県○○市△△丁目××番□□号	

10

お確かめください

(チェック欄)

- 4 貸付内定通知書の左上に記載されている9桁の貸付番号をご記入ください。
(貸付番号は今後も様式等に記載いただくことがありますので、本冊子表紙等にメモしていただき、随時ご参照ください。)
- 5 借入希望金額をご記入ください。
- 6 借入金を内定金額から減額することとなった場合はその額をご記入いただき、事業計画変更承認申請書(ダウンロード様式No.10)においても、資金計画の変更について、変更内容と変更理由をご記入のうえご提出ください。なお、原則として、貸付金額の増額はできませんが、建築費高騰により、事業費が貸付内定時に比較して増額している場合等でご要望がある場合は機構担当者へご相談ください。
- 7 工事請負契約書(写)(工事代金内訳書「大項目」含む)や設計監理業務委託契約書(写)については、約款は添付不要です。ただし、収入印紙貼付欄は添付してください。
- 8 登記簿謄本は登記内容が最新のものをご提出ください。写しでも構いません。また、既存物件の担保提供が可能な場合またはP.6の①～③に該当する場合については、この時点で、未完成の融資対象物件の登記簿謄本をご提出いただかなくても構いません。表題登記が終わり次第、ご提出ください。
(P.36参照)
- 9 工事履行保証保険については、P.56をご参照ください。
- 10 貸付契約事前届出書の作成、内容のお問い合わせをご担当している事務担当者のご連絡先及び書類送付先をご記載ください。



2 貸付契約の手続き



記載例（ダウンロード様式 No.03）

※連帯保証人又は借入申込者以外に担保提供者がいる場合は提出必須

■ 連帯保証人及び担保提供者の責務説明書及び承諾書

連帯保証人になられる方及び担保提供を行われる方への機構貸付金に対する責務説明書及び承諾書

1 連帯保証人の責務等について

連帯保証人になられる方は、借主の方が機構から借り入れた借入金、借入金から生じる利息および損害金ならびにその他借入金から生じる一切の債務（以下「お借入金等」といいます。）について、借主の方から約定どおりにご返済いただけない場合は、借主の方に代わりご返済いただくこととなります。

借主の方に代わってお借入金等をご返済するよう請求を受けた場合は、借主の方の事業の経営状況や生活状況等にかかわらず、お借入金等をご返済いただく責任を負います。

なお、借主の方に代わってお借入金等をご返済するよう請求を受けた際に、借主の方から先に回収するよう求めることはできません。

また、複数の連帯保証人の方がいる場合であっても、借主の方に代わってお借入金等をご返済するよう請求を受けた際には、他の連帯保証人の方の事業の経営状況や生活状況等にかかわらず、請求を受けた金額の全額をご返済いただく責任を負います。（連帯保証人の人数等で分割した金額ではありません。）

なお、このお借入金等の保証にかかる責務について「経営者保証に関するガイドライン」に基づき整理の申し出をいただいた場合は、実際の請求時における連帯保証人の資産状況に応じて機構で判断することとし、当該整理に誠実に対応するように努めます。

2 担保提供者の責務について

お借入金等について、借主の方から約定どおりにご返済いただけない場合は、担保として提供していただいた不動産（土地・建物）について、裁判所を通じて公の売却の手続き等を行い、売却で得た資金をお借入金等のご返済に充当致します。そのため、担保提供を行われる方は、当該不動産に対する所有権を失う可能性がございます。

上記説明に記載されている連帯保証人及び担保提供者の責務について確認し、承諾しました。

令和●●年○○月◎◎日

※日付（自署された日）をご記入ください。

連帯保証人（又は担保提供者）

住所（〒●●●-●●●●）

○○県○○市△△町××丁目▽▽番地□□号

氏名

福祉 太郎

実印

（又は名称及び代表者）

連帯保証人様
又は
担保提供者様
実印

※連帯保証人、担保提供者が個人の場合は自署捺印してください。

（注）該当事者1名につき1枚の自署（法人の場合は記名）・捺印をお願いします。



お確かめください

(チェック欄)

借入申込者以外の個人（借入申込者（法人）の代表者も含みます。）又は法人が連帯保証人や担保提供者となる場合に提出してください。

なお、個人が連帯保証人や担保提供者となる場合は、自署に限ります。
(パソコン入力およびゴム印不可)

記名（署名）押印は、お一人につき1枚のご提出をお願いします。

遠方に住んでいる等の理由で、すぐに記名（署名）押印することが難しい場合は、機構担当者にご相談ください。





■ 事業実施計画



2 貸付契約の手続き

【20**-1-000* 社会福祉法人 ○○福祉会】

(1) 事業実施計画

【ア. 融資対象施設の概要】

※ 施設の名称・所在地をご記入ください。

施設名称	1 福祉苑			施設種類	定員
				特養ユニット	29
施設所在地	(〒 ○○○-○○○)			6	
	○○県○○市△△丁目××番□□号				
工期	着工	令和○○年△月×日	竣工	令和○○年△月×日	
開設(予定)年月日※	令和○○年△月×日		※増築等の場合は、関係行政より変更認可(変更届出受理)が認められる(予定)年月日をご記載ください		

【イ. 資金計画】

(単位:千円)

借入施設	所要資金の総額	機構借入金	補助金	共同募金	贈与金	その他の入金	自己資金
① 建築工事費等	306,940	204,700	101,500			20,000	35,340
(うち造成工事費)	[12,000]						
(うち解体撤去工事費)	[]						
(うち仮設施設整備工事費)	[]						
② 設計監理費	17,550						
③ 設備備品整備費	37,050						
設置・整備資金 融資対象事業費小計	361,540	204,700	101,500			20,000	35,340
④ 土地取得資金 ※福祉貸付資金を利用する場合	23,000	20,000					3,000
融資対象事業費小計	384,540	224,700	101,500			20,000	38,340
対象外事業費	[]						
合計	384,540	224,700	101,500			20,000	38,340

注) 福祉貸付資金を利用しない土地取得資金など、機構融資対象外事業がある場合は対象外事業費に事業費をご記入ください。

機構以外の借入金状況

借入先	借入金額	償還期間 (うち据置期間)	利率(年)	固定/変動 /一部固定	協調融資 (該当・非該当)	抵当権設定 (該当・非該当)
○○銀行	20,000千円	15年 月 (2年 月)	2.00%	固定	該当	該当
	千円	年 月 (年 月)	%			
	千円	年 月 (年 月)	%			

次ページへ続きます

お確かめください

融資率又は金利が異なる事業の合築がある場合には、本様式を「全体分」及び「融資率又は金利別」に一部ずつご作成ください。

(チェック欄)

1 施設所在地や施設名称が貸付内定通知書から変更があった場合、名称等変更届(ダウンロード様式 No.09)を併せて提出してください。

2 【イ. 資金計画】表の①の建築工事費等の金額は、添付する工事請負契約書(写)及び工事代金内訳書「大項目」の合計金額と一致した金額になるようにご記入ください。

なお、工事代金内訳書「大項目」に解体撤去工事費や仮施設整備工事費の記載がない場合は、該当箇所の工事代金内訳書を添付してください。

工事請負契約書 ・・・ 合計金額： 金 306,940,000 円也 令和〇年〇月〇日 〇〇建築 ㊤ 〇〇福祉会 ㊤
--

※1 各費用の中には、工事に伴う「管理費」「諸経費」「消費税」を含んだ金額を記入してください。

※2 水道負担金、水道加入金、給水分担金等(水道の利用申込に際して、自治体の水道局に納付する費用)は融資の対象とはなりませんので、ここには計上しないでください。

3 【イ. 資金計画】表の②の設計監理費は、添付する設計監理業務委託契約書の合計金額と一致した金額になるようにご記入ください。

※ 各種手数料等は融資の対象とはなりませんので、ここには計上しないでください。

設計監理業務委託契約書 ・・・ 合計金額： 金 17,550,000 円也 令和〇年〇月〇日 〇〇設計 ㊤ 〇〇福祉会 ㊤

4 【イ. 資金計画】表の④の土地取得資金は土地取得資金が融資対象となっている場合のみご記入ください。

5 機構以外の借入金状況については、提出時点での状況をご記入ください。なお、つなぎ資金については記入する必要はありません。

6 施設の定員数を変更した場合は、変更後の定員数をご記入ください。なお、その場合は、あわせて「事業計画変更承認申請書」(ダウンロード様式 No.10)をご提出ください。



2 貸付契約の手続き



【ウ. 設置・整備資金の融資限度額の算出】

(単位：千円)

所要額 (融資対象部分の建築工事費等)	控除する補助金額	融資率			今次融資限度額
[361,540	- 101,500]	×	90	%	≧ 234,000

【エ. 土地取得資金の融資限度額の算出】

(単位：千円)

所要額 (融資対象部分の土地取得費)	控除する補助金額	融資率			今次融資限度額
[23,000	-]	×	90	%	≧ 20,700

1/2



お確かめください

(チェック欄)

7 控除する補助金額は、建築及び設備備品整備対象の補助金の合計をご記入ください。ただし、自治体の単独（上積）補助金、開設前準備経費補助金のうち人件費や広告費等に充当する額については控除の対象となりませんので、除外してください。なお、開設前準備経費補助金のうち備品購入費に充当する額については、控除の対象となります。（ご不明な場合はご相談ください。）補助金及び交付金の額が内示額より変更になった場合は、自治体の単独（上積）補助金等の金額に変更がないか、自治体の担当部署にご確認ください。

8 融資率は借入申込時の提出書類（借入申込計画概要）を参考にしてご設定ください。

9 土地取得資金が融資対象となっている場合のみご記入ください。



2 貸付契約の手続き

● 無利子貸付について

今次融資対象事業が下記①～⑦のいずれかの事業に該当すると借入申込時に提出いただいた行政の意見書で認められている場合、一部無利子貸付となっています。

- ①国庫補助等による老朽民間社会福祉施設整備事業
- ②国庫補助等による既設社会福祉施設用地有効活用改築促進事業
- ③国庫補助による地震対策緊急整備事業
- ④国庫補助等による地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業
- ⑤国庫補助等による社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備事業
- ⑥南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく社会福祉施設等の高台移転整備事業
- ⑦災害復旧事業

なお、①の場合は事業費の一部のみが対象であることが多いため、貸付金のうち無利子となる額が変わる可能性がありますので、特にご注意ください。貸付契約後に無利子貸付額の変更が生じた場合は、変更契約を締結し、変更契約以降の借入残高に基づき元利金の償還をさせていただくこととなりますので、予めご了承ください。



■ 収支 (計画) 状況

【20**-1-000* 社会福祉法人 ○○福祉会】

(2) 収支 (計画) 状況

年 月 日	入 (A)		出 (B)					(参考) (A) - (B)	
	受入先	金額 (千円)	支払先	金額 (千円)	支払費目				
					①建築 工事費等	②設計 監理費	③設備 備品費	④土地 取得資金	
令和*年5月25日	つなぎ資金	23,000							23,000
令和*年5月25日	自己資金	35,000							58,000
令和*年5月30日			○○様 (地主)	23,000				○	35,000
令和*年5月30日			△△設計事務所	6,000		○			29,000
令和*年5月30日			○○建設	29,000	○				0
令和*年8月25日	機構借入金	157,000							157,000
令和*年8月30日	つなぎ資金返済	-23,000							134,000
令和*年8月30日	自己資金	3,050							137,050
令和*年8月30日			○○建設	114,000	○				23,050
令和*年8月30日			△△設計事務所	6,000		○			17,050
令和*年8月30日			××器具	17,050			○		0
令和*年10月25日	機構借入金	67,700							67,700
令和*年10月25日	自己資金	18,300							86,000
令和*年10月31日			○○建設	86,000	○				0
令和*年12月 日	補助金	101,500							101,500
令和*年12月 日	○○銀行借入金	20,000							121,500
令和*年12月 日	自己資金戻入	-18,010							103,490
令和*年12月 日			○○建設	77,940	○				25,550
令和*年12月 日			△△設計事務所	5,550		○			20,000
令和*年12月 日			××器具	20,000			○		0
令和 年 月 日									0
令和 年 月 日									0
令和 年 月 日									0
令和 年 月 日									0
令和 年 月 日									0
令和 年 月 日									0
令和 年 月 日									0
令和 年 月 日									0
令和 年 月 日									0
令和 年 月 日									0
令和 年 月 日									0
令和 年 月 日									0
令和 年 月 日									0
令和 年 月 日									0
令和 年 月 日									0
令和 年 月 日									0
令和 年 月 日									0
	収入合計	384,540	支出合計	384,540	306,940	17,550	37,050	23,000	

事業実施計画 (記載例 P.16) の【資金計画】の「所要金額の総額」のとおり

収入合計と支出合計が一致

【お願い】機構の資金の必要な時期が上記の予定時期から変更となる場合には、事前に調整が必要となりますので、速やかに担当者にご連絡ください。



2 貸付契約の手続き

お確かめください

融資対象事業費に係る収支状況について、**現時点までの実績と今後の予定**をご記入ください。
なお、融資対象外事業費については記入する必要はありません。

(チェック欄)

- 1 既に支払や入金が終わっている場合は、日付までご記入ください。支払や入金が予定で詳しい日付が不明の場合は予定月をご記入ください。また、機構借入金は入金後1ヶ月以内に、工事請負業者等へお支払いされるよう資金計画をお立てください。(ただし、資金交付前の自己資金立替及びつなぎ資金への充当も可能です。)
- なお、機構からの資金交付は10万円単位となりますので、ご注意ください。

- 2 該当する支払費目に○をしてください。対象外事業費、経営資金、及び事務手数料等(例:収入印紙、確認申請、開発申請代行等)の資金は記載しないようお願いいたします。
- なお、④の土地購入資金に関しては、融資対象となっている場合のみご記入ください。

- 3 自己資金や金融機関からのつなぎ資金で立て替え払いをしたものを戻入する場合は、収入欄にマイナス計上してください。

- 4 備品業者が決定している場合は、業者名・金額をそれぞれご記入ください。なお、決まっていない場合は、「備品業者」との記載で構いません。

- 5 事業実施計画(P.16)の機構融資対象事業費小計の金額と収入・支出合計が一致するようにご記入ください。また、必ず、収入合計と支出合計が一致するように記載をお願いいたします。

- 6 「(参考)(A) - (B)」欄がマイナスにならないようにしてください。



2 貸付契約の手続き